

豊中市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(用語の意味)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、法の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 この補助金は次に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し支給するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者
- (2) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設利用等給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）の提供を受ける施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者であって、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者
 - ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者
 - イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（そのうち最年長者及び二番目

の年長者である者を除く。) である者。
ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

(補助対象費用及び補助限度額)

第4条 補助対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)の種類及び補助限度額は次のとおりとする。

- (1) 教育・保育認定保護者に対する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用(前条第1号に規定する子どもに係るものに限る) 一人当たり月額2,800円
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用(前条第2号に規定する子どもに係るものに限る) 一人当たり月額5,100円

(補助金の額)

第5条 補助金の額は前条第1号においては、補助対象者が現に支払った補助対象費用の額(以下「実費徴収額」という。)とし、前条第2号においては、当該施設利用等給付認定保護者が支払うべき副食材料費の額を補助限度額の範囲で支給するものとする。

(交付申込)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が定める期限までに、市長が必要と認める書類を添えて申込みをしなければならない。
- 2 第4条第1号においては、申込時に、実費徴収額に係る領収書等を提出するものとする。
 - 3 第4条第2号においては、特定子ども・子育て支援提供者による代理申込及び代理受領に係る同意書を提出するものとし、これにより市長は補助対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うものとする。
 - 4 前項の場合による支払いがあったときは、補助対象者に対し副食材料費の費用の補助があったものとみなす。

(交付決定等)

- 第7条 市長は、補助金の交付申込があったときは、申込者の資格その他必要事項を審査のうえ、すみやかに補助金を交付するか否かを決定し、通知するものとする。
- 2 第4条第1号にかかる補助金の支払については、年度に1回支払うものとする。
 - 3 第4条第2号にかかる補助金の支払については、月ごとに特定子ども・子育て支援提供者に支払うものとする。
 - 4 前2号において、市長が必要と認める場合においては、この限りではない。

(補助金に関する申込書その他の様式)

第8条 第6条及び第7条に定める申込及び通知に係る様式については、市長が別に定める。

(補助金に関する調査)

第9条 市長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者、代理人、又は通園する施設、事業所の長に対し報告を求め、又は実地にて調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第10条 市長は、保護者又は代理人が偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(所得判定の時期)

第12条 第3条第2号に定める市町村民税所得割合算額を判定する保護者等の世帯所得の判定は、4月から8月の利用分は前年度の市町村民税所得割合算額で行い、9月から3月の利用分には該当年度の市町村民税所得割合算額で行うものとする。

(副食材料費の算出)

第13条 第5条に定める施設利用等給付認定保護者が支払うべき副食材料費の算出に当たっては、別表の通り実際に要した副食費に相当する費用（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、給食提供日数を乗じて算出した額）を用いるのが基本であるが、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）においては、例外的に、次項の通り便宜的な算出方法を用いることができる。

2 「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法の例を次の各号に示す。

- (1) 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- (2) 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- (3) 一律255円（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる。）

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月1日分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 令和元年10月1日の前日に改正前の第3条の規定に該当する補助対象者及び改正前の第5条の規定に該当する補助対象費用及び補助限度額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日の前日に改正前の第3条の規定に該当する補助対象者及び改正前の第5条の規定に該当する補助対象費用及び補助限度額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日の前日に改正前の第3条の規定に該当する補助対象者及び改正前の第5条の規定に該当する補助対象費用及び補助限度額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日の前日に改正前の第3条の規定に該当する補助対象者及び改正前の第5条の規定に該当する補助対象費用及び補助限度額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月1日の前日に改正前の第3条の規定に該当する補助対象者及び改正前の第5条の規定に該当する補助対象費用及び補助限度額については、なお従前の例による。

別表

給食の実施方法	副食費の算出方法（基本）	便宜的な算出方法の可否
自園調理 （食材自己購入）	必要経費が明確であることから、各園で 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可

<p>自園調理 (食材外部搬入)</p>	<p>外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数</p>	<p>例外的に 便宜的な算出方法 (※) も可</p>
<p>外部搬入</p>	<p>外部搬入業者に依頼し 「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数</p>	<p>例外的に 便宜的な算出方法 (※) も可</p>